令和７年度　田辺小学校ＰＴＡ選挙規定（改定版）

【ＰＴＡ本部役員及び各種委員選出に伴う基本理念】
田辺小学校ＰＴＡ会則第１章総則の(目的)項第３条を達成するためには、田辺小学校に通学する児童を持つ会員は、1 児童が在学期間中に本部役員・各種委員等への参加機会を平等に有し、積極的な参加を基本とする。本部役員・各種委員を全てのＰＴＡ会員が平等に参加し、活動する機会を得ることを基本的な考えとして公平な選出を行うこととする。

第１章　選挙管理委員会

（目的）
第１条　選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次年度の本部役員、地域委員~~及び学級委員~~の選出事務全般を行い、その結果を総会で報告する。

（委員長、副委員長及び委員の委嘱）
第２条　会長は、委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
２　会長は、本部役員選出事務については、当年度運営委員を委員として委嘱する。~~また、学級委員選出事務については前年度学級委員を委員として委嘱する。~~

３　委員は、１家庭から１名に限る。

（委嘱の時期）
第３条　前条の委嘱は、１２月上旬までにその手続を終えなければならない。

（委員の任期）
第４条　委員会の委員の任期は、会長から委嘱を受けた日から総会までとする。

（計画）
第５条　第１回の委員会を１月中旬までに開催し、次年度の役員及び委員の選出日程等を計画する。

第２章　選挙等の総則

（元役員等の辞退）
第６条　元役員（会計監査を除く。）若しくは委員又は前役員（会計監査を除く。）若しくは委員は、次に掲げる区分に従い、再度、役員又は委員になることを辞退することができる。
（１）運営委員会の構成員であった役員又は委員~~及びその家族会員~~は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員になることを永久に辞退することができる。
（２）運営委員会の構成員であった役員又は委員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員ではない委員になることを５年間辞退することができる。
（３）運営委員会の構成員ではなかった委員は、委員でなくなる年度以降２年間は、最も新しく就任していた委員になることを辞退することができる。
（４）運営委員会の構成員である役員に選出された役員の~~同一家族会員~~は、同一年度の全ての委員を辞退することができる。

２　前項に基づき辞退を希望する者は、辞退しようとする年度ごとに選挙管理委員会に対して届け出るなど、所定の手続をとらなければならない。

（選出された者の辞退）
第７条　選出された役員及び委員の辞退は認めない。ただし、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の３分の２以上の承諾を得て、辞退することができる。
（１）選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で６カ月以上の治療を要する場合
（２）選出された者が、２親等以内の親族の看護をしなければならない場合
２　前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。
３　第１項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。

（告示）
第８条　委員会の委員長は、~~投票日~~ 選出日の３０日前までに会員に対して選挙の期日を告示しなければならない。

（立候補又は辞退の手続期間）
第９条　立候補又は辞退を希望する者は、告示後１週間以内に、委員会に対して所定の手続をとらなければならない。

（立候補）
第１０条　会員は、役員又は委員に立候補できる~~が、立候補した役員又は委員になるためには、信任投票により投票者の過半数の信任を得なければならない。~~
~~２　前項の信任を得られなかった者は、次年度選挙までは、すべての役員及び委員に立候補できない。~~

（選挙用紙の配布等）
~~第１１条　本部役員、地域委員及び学級委員の選挙用紙の配布及び回収については、学級担任に依頼する。~~

第３章　本部役員の選出

（選出の方法）
第１２条　会則第９条第１項に定める役員は、委員会の定める定数に従って~~、投票により選出する。~~選挙管理委員会が責任をもって候補者を選出する「責任選挙方式」により選出する。
２　委員会は、原則６年生の保護者より、定数を割り当てなければならない。ただし、立候補についてはこの限りではない。
~~３　投票において、同数票の獲得者があった場合は、その者による互選により選出するが、互選によっても選出できないときは、その者のみを候補者とする再投票を行い選出する。~~

（互選）
第１３条　会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、委員会の委員長の立ち会いの下で互選により決定する。

（被選挙人名簿の作成）
第１４条　被選挙人名簿の作成に当たっては、第６条に基づき辞退する者が役員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

（選出結果の報告）
第１５条　委員会の委員長は、選出された役員の氏名を現会長に報告するとともに、総会で会員に報告する。

第４章　地域委員の選出

（定数）
第１６条　地域委員の定数は、各地域６名を原則とするが、地域の実情により地域委員長が会長と協議のうえ、増減することができる。

（委員長及び副委員長）
第１７条　地域委員長及び地域副委員長は、互選により決定する。

（選出時期）
第１８条　選出は、本部役員の選出後速やかに行う。

（被選挙人名簿の作成）
第１９条　被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員が地域委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。
附則　　地域委員選出に当たっては、当面地域の実情に合わせて運用するが、速やかに会則に準じた地域の選出方法を検討すべきである。将来的には、地域仲良し会を選挙区として地域委員を選出するのが望ましい。

~~第５章　学級委員の選出~~
~~（定数）~~
~~第２０条　学級委員の定数は、各学級３名とする。~~

~~（互選）~~
~~第２１条　学級委員長、学級副委員長、学年委員長及び学年副委員長は、互選により決定する。~~

~~（調整）~~
~~第２２条　異なる学年の児童をもつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、高学年の学級の委員となる。~~

~~２　同一学年の児童を複数もつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、選出された者が希望する学級の委員となる。~~

~~（選出時期）~~
~~第２３条　選出は、学級編制後速やかに行う。~~

~~（被選挙人名簿の作成）~~
~~第２４条　被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員及び地域委員が学級委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。~~

附　則（平成２３年２月改正）

上記の改正は、平成２３年４月１日から実施する。ただし、第６条の改正については、平成２４年度の役員の選出から適用する。尚、この適用範囲はその適用から５年間遡り、平成１９年度役員及び委員からとする。

附　則（令和７年 12 月改正）

令和７年度改正に係わっては、平成 23 年度の附則は、適応される。

［改正］

昭和６０年１２月１０日、平成４年３月７日、平成１０年１２月８日、平成１２年３月２日、平成１４年２月、　令和元年１１月２２日、令和７年３月、令和７年 12 月